

名瀬小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月4日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめを防止するための基本的な方向性

▶いじめの未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを推進する。
- ・相手意識をもち、互いの考えや思いを認め高め合う授業づくりを行う。
- ・縦割り活動や学年を超えた活動等の中から、適切で幅広い人間関係を培う。

▶早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会で定期的に児童の様子を把握する。
- ・スクールカウンセラーや児童支援専任教諭、養護教諭等と連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修等を実施する。

▶適切な対処・措置

- ・いじめが起こったときは、関係児童と保護者の思いをしっかりと聞き、事実関係について正確に把握し、その解決に向けて、迅速かつ適切に対応する。
- ・定期的に学校の取組内容について、当該児童や保護者に報告し、その解決に向けて取り組んでいく。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、区役所、児童相談所、警察等の関係機関とも積極的に連携を図っていく。

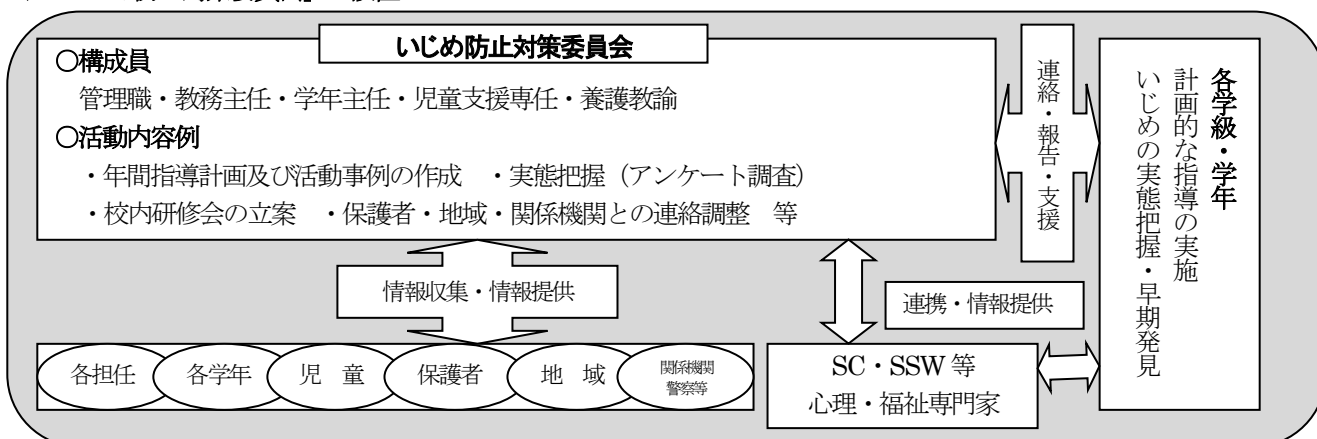
3 学校いじめ防止基本方針の目的

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、特に、代表委員会などで話し合われたいじめ防止に向けた児童の取組を年間を通して実践していけるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努め、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むとともに、定期的なアンケートや個人面談を実施するなど、子供の状況の把握に努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

1 組織の構成

◆「いじめ防止対策委員会」の設置



*運営委員会、職員会議、児童指導委員会などの既存の組織を有効に活用する。

*必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。(SC・SSW等)

2 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

3 年間計画 ※「指導委」は「指導委員会（児童指導）」を指す。

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
名瀬小学校基本方針の確認と研修 指導委	指導委 Y P アセ メント 実施①	指導委	指導委 個人面談 後期に向けた研修	指導委	指導委 Y P アセ メント 実施②	指導委 名瀬っ子 人権会議	指導委 個人面談 人権週間 いじめ解決一斉アンケート	指導委	指導委	指導委 基本方針 の見直し 幼保、中 との引継
豊かな人間関係を育む教育活動の充実（「各教科」「道徳」「学級活動」「総合的な学習の時間」等）										

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

1 いじめ防止への取組

◆一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする。

- ・「名瀬小学校のきまり」をもとに、全職員がどの児童に対しても同じ指導、支援を行い、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ・校内授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園及び中学校の授業参観を通して、わかる授業の展開、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫などの授業改善に努める。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるようにする。（人権委員会児童主体の「名瀬っ子人権会議」等）
- ・学級集会やたてわり活動（なかよしタイム）等の機会を充実させ、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりあひながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していけるようにする。

2 いじめの早期発見

◆いじめを見逃さない、教職員の見守り体制を整える。

- ・職員会議や学年研、また児童指導委員会等における情報交換を通して、気にかかる児童、配慮を要する児童に関する情報を全職員で共有する。
- ・児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することなどのいじめを見逃さないための体制を強化していく。
- ・特別支援教育に関する研修や地域療育センターによるコンサルテーションを実施し、職員が特別支援教育に関する理解を深め、児童一人ひとりに適切な指導、支援を行えるようにする。
- ・定期的なアンケート、全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）を行い、いじめの実態把握、情報共有、指導・支援に努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携を深めるとともに、児童・保護者が相談しやすい環境整備に努める。また、必要に応じて地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関との連携も図っていく。
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して出前授業や研修、資料等の配布など、必要な啓発活動を実施し、児童、保護者、職員の意識を高める。

3 いじめに対する措置

◆被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

- ・「いじめ」が犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、管理職の判断の基、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

4 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

《重大事態の報告》

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査

《重大事態の調査》

- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

《児童・保護者への報告》

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

《「名瀬小学校いじめ防止基本方針」の見直し》

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改訂し、あらためて公表する。